

計画エリア外の断水の発生について

令和3年11月1日(月)13時50分頃、水道管をつなぎ替える工事に伴う断水作業を行った際に、緑区十日市場町、新治町の一部で計画エリア外の断水が発生しました。

水道をご利用のお客さまに大変ご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。

1 事故の概要

- (1) 工事場所 緑区霧が丘一丁目1番地先
- (2) 断水発生場所 緑区十日市場町、新治町の一部
- (3) 断水戸数 約3,600戸
- (4) 問い合わせ件数 232件
- (5) 断水時間 11月1日(月)13時50分から19時30分まで (最大で5時間40分)

2 経過

- 13時50分 十日市場町にお住まいの方から水が出ないとの連絡がお客さまサービスセンターに入り、計画エリア外での断水が判明
- 14時30分 水道管をつなぎ替える工事が早期に完了の見込みだったため、工事完了後に通水した方が早く断水解消できると判断
- 15時00分 給水車2台出動し応急給水開始
工事完了及び断水となっていた水道管の通水作業を開始し、順次断水が解消
- 19時30分 すべてのお客さま宅の断水解消

3 事故原因

断水作業の際に、開いていると認識していたバルブが閉まっていたことにより、計画エリア外で断水を発生させてしまいました。

作業当日の計画エリア外において予定外の断水が発生していないか確認するための消火栓で水出しする作業を怠っていました。マニュアルの確認が不十分なことにより、このような確認作業をする認識が不足していました。

4 再発防止策

事前に行った作業の引継ぎや作業手順書の確認を徹底します。
断水作業者がマニュアル通りの確認作業をするよう徹底します。

お問合せ先

水道局青葉水道事務所長 浅岡 祥吾 TEL 045-974-2331